

山運輸第535号
山運整第301号
令和4年12月7日

一般社団法人山口県トラック協会会長 殿

中国運輸局山口運輸支局長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

中国地域事業用自動車安全対策会議山口県部会では、令和3年7月にとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところです。しかし、今年は、事業用自動車の飲酒運転が3件（トラック：3件（うち接触事故1件））発生し、対前年比の3倍となっております。

飲酒運転は、重大事故につながる可能性が高い悪質かつ危険な違反行為であり、かかる行為は、運転者個人の責任にとどまらず、運送事業に対する社会的信頼を揺るがす事態であることを事業者は肝に銘じておく必要があります。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴傘下会員に対し改めて周知徹底をお願いいたします。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

1. 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
2. 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣のある運転者に対しては、自身の飲酒傾向の自覚を促す指導・監督を行うこと。
3. 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、適切な点呼のタイミングでのアルコール検知器使用によるアルコールチェックの確実な実施及び測定結果の確実な報告を徹底すること。